

就学先決定までの流れ(未就学児)

相談開始の時期や相談の状況等により以下のスケジュールは個々に異なることがあります。あらかじめご了承ください。



就学先決定
(1月)

- ・就学支援委員会の意見も踏まえ、保護者に就学先を選択していただきます。就学先については、保護者のご意見を最大限尊重して決定します。就学支援委員会の審議結果と異なる就学先を選ぶことも可能です。
※必要に応じて、教育センターよりご連絡させていただく場合もあります。
- ・1月中旬に教育委員会学務課より就学決定通知が郵送されます。就学先の決定が、1月に入ってからの場合、学務課が送付する「就学指定通知」には基本学区の小学校の通常の学級と記載されています。就学先が異なる場合は、決定後、改めて修正した決定通知が送付されます。

就学先検討
(4月～12月)

就学支援委員会

- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を希望される場合、保護者の考え方、教育センターの意見を踏まえ、就学支援委員会において審議を行います。
- ・就学支援委員会は年間5回（5月、9月、10月、11月、2月）に実施します。特別支援学校への就学を希望される方は、埼玉県に就学申請書類を提出するため、10月までの就学支援委員会にて審議を行う必要があります。
- ・就学支援委員会の審議結果については、教育センター担当者よりお電話にてご連絡させていただきます。

特別支援学級等公開
※検討・相談状況により異なります。

特別支援学級等公開

- ・年間2回の特別支援学級公開（全設置校）、年間1回の通級指導教室公開（小・中各1校）を実施します。
- ・公開日が決まりましたら、越谷市教育センターHP（GIGAKOSHIGAYA）内でお知らせします。（教育センターでの面談でもご案内します）
参加を希望される場合は電子申請でお申し込みください。
- ・県立特別支援学校への就学を希望される方は、各学校のホームページを確認の上、見学会や相談会に直接お申し込みください。（教育センターでの面談でもご案内します）
※県立特別支援学校への就学を考えている場合は、原則、「見学会・相談会等への参加」が必須となりますので、ご注意ください。

心理検査

- ・教育センターでは、就学（転学・転籍）に係る子どもの理解、支援の方向性の検討のために、心理検査を実施しています。
- ・医療機関や児童相談所等、他機関で心理検査を実施している場合は、その結果を活用することができます。

※心理検査結果は、就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料の一つとして使用します。

来所面談

- ・お子さんの様子の観察、保護者との面談を繰り返し実施し、保護者の就学先の選択を支援します。
- ・特別支援学校や特別支援学級についての情報提供、公開日の案内も面談の中で行います。
- ・（保護者に相談の上、）必要に応じて、在籍する園・所や就学する学校と連携してお子さんの実態把握や情報提供をさせていただくことがあります。
- ・面談を繰り返す中で、保護者の意見を伺いながら、相談担当としての考え方をお伝えし、可能な限り合意形成を図ってまいります。

電話予約

- ・教育センター（TEL 962-9300 または 962-8601）に連絡し、お子さんについて心配していることや相談内容をお伝えください。来所相談の予約を承ります。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている場合、全員、教育センターでの面談が必要となります。